

壱岐湯本温泉  
国民保養温泉地計画書

令和4年1月

環境省



## 目次

1. 温泉地の概要	1
2. 計画の基本方針	4
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	5
(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要	5
(2) 取組の現状	8
(3) 今後の取組方策	8
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等	9
(1) 医師又は人材の配置の状況	9
(2) 配置計画又は育成方針等	11
5. 温泉資源の保護に関する取組方針	12
(1) 温泉資源の状況	12
(2) 取組の現状	13
(3) 今後の取組方策	13
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	14
(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況	14
(2) 取組の現状	14
(3) 今後の取組方策	14
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用促進に関する方策	15
(1) 温泉の公共的利用の状況	15
(2) 取組の状況	17
(3) 今後の取組方策	19
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画	20
(1) 公共の用に供する施設の状況	20
(2) 取組の現状	20
(3) 今後の取組方策	21
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	22
(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況	22
(2) 計画及び措置の現状	24
(3) 今後の取組方策	25
添付	
1. 国民保養温泉地位置図	26
2. 国民保養温泉地区域図	26



## 1. 温泉地の概要

国民保養温泉地計画で対象とする地域は、長崎県壱岐市勝本町湯本温泉（以下「壱岐湯本温泉」という）の添付図に表示する地域である。

### <自然・歴史ある「国境の島」の癒やしの秘湯 壱岐湯本温泉>

壱岐湯本温泉を有する長崎県壱岐市は、福岡県博多港から北西約 70km、佐賀県唐津港から北約 40km の玄界灘に位置しており、南北約 17km、東西約 15km、総面積約 140km<sup>2</sup>の国境離島である。壱岐湯本温泉は、その壱岐本島の北西部に位置しており、湯本湾沿いの平坦部から背後の丘陵地を一部含む範囲にある。

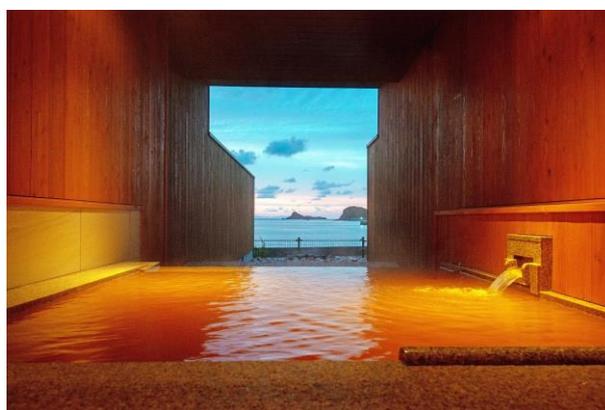
壱岐島は、3 世紀の中国の史書「魏志倭人伝」に「一大国（一支国）」として登場し、古代より日本本土とアジア大陸を結ぶ交易、交流の拠点として栄えていた。これにより、多くの伝説的・歴史的な逸話が残されている。西暦 712 年に編纂された「古事記」では、国生み神話としてイザナギノミコト（男神）、イザナミノミコト（女神）により創造された、日本で 5 番目の島として語られており、別名を天比登都柱（あめのひとつばしら）と呼ばれている。「柱」とは天地を結ぶ交通路という意味で、壱岐は天と地を繋ぐ架け橋の役割を担っていたと考えられている。壱岐湯本温泉にも、西暦 200 年頃、神功皇后が壱岐に立ち寄られた際、湯本の路傍に湧き出る温泉を発見し、皇子（応神天皇）誕生の折の産湯に使われたという伝説が残されており、現在でも地元では子宝の湯として親しまれている。

鉄分が多く、湯船を朱色に染める温泉水は原始的な力を感じさせるものがあり、泉温 50～70℃の「ナトリウム-塩化物泉」は、神経痛、リュウマチ、外傷など各種の疾病に効き目がある。壱岐湯本温泉は、昭和 46 年に国民保養温泉地として指定されたほか、平成 3 年には国民保健温泉地にも選定されている。なお、令和 3 年現在、日本全国で指定された国民保養温泉地のうち、国境離島における温泉地は壱岐湯本温泉のみである。

現在は、7 軒の宿泊施設、4 軒の立ち寄り湯、3 軒の福祉施設が源泉を利用している。各温泉利用施設は、「浦（うら）」と呼ばれる密居集落や「触（ふれ）」と呼ばれる散居集落のなかに点在しており、古くから続く落ち着いた街並みにある「静かな秘湯」という印象の温泉地を形成している。



▲壱岐湯本温泉の位置図



▲壱岐湯本温泉の湯（海里村上提供）

壱岐市では、島の沿岸部などが壱岐対馬国定公園に指定されており、優れた自然的景観資源が多く点在している。壱岐湯本温泉の周辺では、横向きの猿の様にみえる奇岩「猿岩」や、環境省により「快水浴場百選」に選定された海水浴場を有する無人島「辰ノ島」などがある。壱岐湯本温泉においても、眼前に迫る湯本湾に夕日が沈む夕景は絶景であり、保養に訪れる多くの温泉利用者の心身の回復を促してきた。さらに、壱岐島の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーは、「日本遺産」の第一号として文化庁に認定されている。魏志倭人伝に登場する一支国の王都と特定された国指定特別史跡「原の辻遺跡」を望む丘の上には、島内から多数出土した古代日本を物語る貴重な資料を収蔵展示した「一支国博物館」が建てられている。壱岐湯本温泉の周辺でも、国指定史跡である「壱岐古墳群」や「勝本城跡」をはじめとして多くの史跡が点在している。また、神社庁に登録されているだけでも150社を超える神社が島内全域に点在し、「神々の宿る島」とも称されるほど市民の暮らしに根付いている。これらの要素により、壱岐市は、多くの自然・歴史・文化に触れることができる観光地として親しまれている。

このように、壱岐湯本温泉は、豊かな自然、古代からの歴史・文化が共存した環境のなかで、自然からの恵みである温泉資源により利用者に癒やしを与える、日本で唯一の「国境の島」にある国民保養温泉地である。



▲猿岩



▲無人島「辰ノ島」



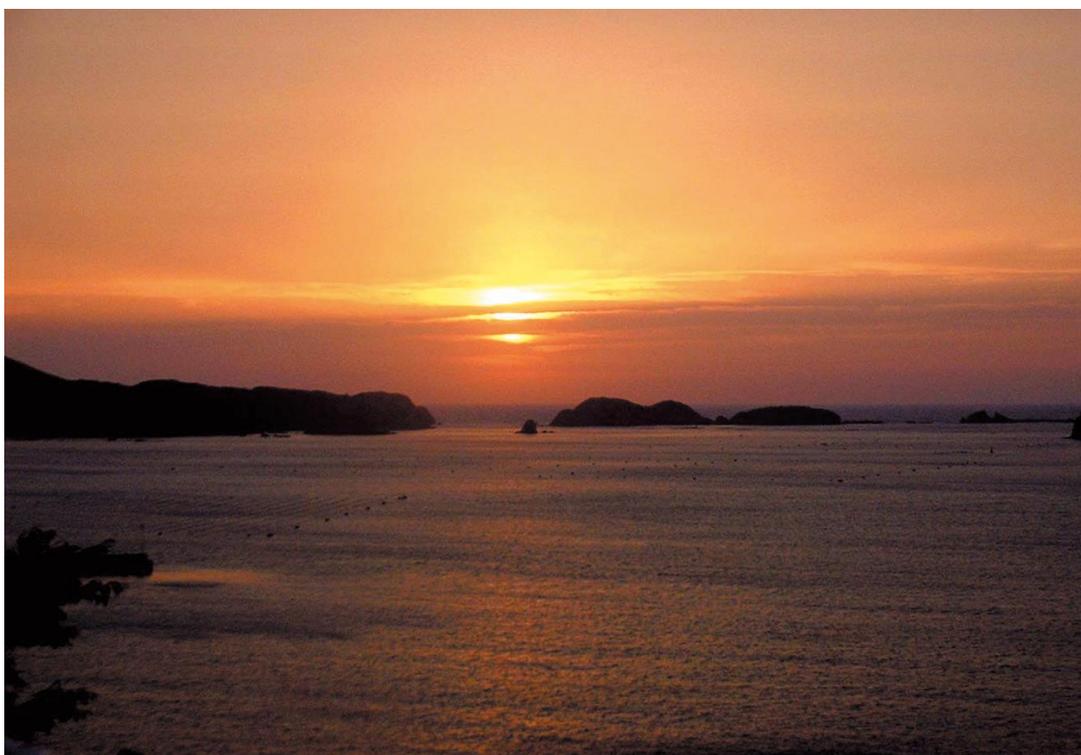
▲壱岐古墳群 (掛木古墳)



▲壱岐市立一支国博物館



▲ 壱岐湯本温泉（一般社団法人日本温泉協会提供）



▲ 湯本湾に沈む夕日（一般社団法人日本温泉協会提供）

## 2. 計画の基本方針

壱岐湯本温泉は、日本で唯一の国境離島における国民保養温泉地※であり、湯本ならではの鉄分を含む赤い湯は、優れた効能を持つ薬湯として千年の昔より利用されてきた。しかし、離島にあることや温泉地がアクセス港から離れていることなどにより認知度は低く、国民保養温泉地として継続していく上で、情報発信の強化などを行いながら一定の利用者を確保していく必要がある。

壱岐および同温泉を象徴する島の豊かな自然環境や古い建物の残るまちなみは、湯治場として利用されてきた湯本地区の雰囲気を形成するものであり、心身の疲労回復効果につながる。また、島の豊かな自然に育まれた魚介を始めとする食材や、温泉地ならではのサービスは健康の回復・増進を促すものとなる。

壱岐湯本温泉においては、温泉の公共的利用の増進を図るため、古くから残る湯治場としての機能に加えて、健康の回復・増進、美容、心身への癒やし効果をもたらす場としての機能を更に充実させた温泉地を目指す。その上で、温泉の適正な利用を進めるとともに、自然環境・まちなみの保全、文化・歴史・風土の継承、各施設の衛生管理の確保などに努めながら、新たに目指す温泉地の機能強化につながるサービス開発に取り組んでいくこととする。

### <温泉地計画の考え方>

- 各行政機関や温泉事業者、地域における取組に関する情報を、関係者間で共有し、自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の保全・継承等に向けた取組を協働して推進していく。
- 温泉の魅力や正しい入浴法を指導するための各種資格の取得を旅館や立ち寄り湯の関係者で検討し、温泉利用施設にこれら資格を持つ人材が在駐している状況を目指す。
- 温泉資源の保護に関する取組の事例収集を行うとともに、各事業者で実施している取組について情報交換することで取組の標準化を行う。また、源泉の代表点における湧出量や温度の定期的な観測について、検討を進める。
- 温泉を衛生的に良好な状態に保つため温泉事業者間で連携の上、水質検査を実施する。また、保健所と連携して定期的に温泉の衛生面の向上を目的とした講習会などを実施する。
- 温泉の魅力に付加する体験プログラムの創出や、癒やしや美容・健康増進効果をテーマとした地域食材の活用方法の検討を通じて、温泉地の存在をアピールするとともに、温泉地の魅力を島外に発信していく。
- 国外からの来訪者の増加に対応するため、外国人へ配慮する取組の検討を行う。
- 災害の防止を図るため、既存の計画の着実な実施を進める。

※ 令和3年現在

### 3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

#### (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

##### 1) 自然環境の概要

壱岐湯本温泉は、長崎県壱岐市の北西部に位置しており、湯本湾沿いの平坦部から背後の丘陵地を一部含む地域に形成された温泉地区である。壱岐島は、昭和 43 年に壱岐対馬国定公園の指定を受け、隣接する湯本湾の沖合にある手長島の東海岸が海域公園地区に指定されているほか、湯本湾沿岸部の一部も、第 2 種もしくは第 3 種特別地域に指定されている。また、壱岐市の気候は、対馬暖流の影響を受けて概ね温暖な海洋性気候であり、福岡県北部の同緯度の地域と比較すると、夏季は涼しく、冬季は同程度かやや暖かく、保養地として適した環境にある。温泉地区周辺の自然環境には、地区の背後の緑豊かな丘陵地、前面には大小様々な島が浮かぶ湯本湾があり、特に湯本湾の夕景はあたかも写し絵のような絶景である。



▲壱岐市における自然公園の指定状況等

## 2) まちなみの概要

温泉地区のまちなみは、「浦（うら）」と呼ばれる密居集落や「触（ふれ）」と呼ばれる散居集落で形成されており、中心部ではレトロな外観を有する商店などもみられ、古き良き温泉街の面影が残っている。温泉地区内には、伏見稻荷神社、蛭子神社、塩釜神社、観世音寺などの寺社があり、そのうち伏見稻荷神社には「河童の証文石」として、幕末安政年間（1854～1860年）における湯本地区での河童退治の伝説にまつわる石碑が残されている。また、地元の有志が結成した「湯本きばろう会」により、観光拠点として「いき海の駅 湯がっば」が整備されており、「湯がっばファミリー」をイメージキャラクターに、観光案内、売店、体験プログラムなどのサービスを提供している。温泉地区の歓楽化はなく、日常的な生活空間の一部に温泉があるような雰囲気の中、利用者は落ち着いた環境で心身を癒やすことができる。



▲湯本温泉地区のまちなみ



▲伏見稻荷神社の「河童の証文石」



▲観光拠点「いき海の駅 湯がっば」

## 湯本きばろう会

“国内外の老若男女が憩い潤う、湯のぼせ 湯がっば 温泉郷”をテーマに、子ども農村漁村交流、地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズム、「農」を活用した医療・福祉との連携により、国内外の老若男女が湯本集落に集い、安全・安心に体験・交流し、心身共に癒やされ健やかになり、よって地域の活性化を図ることを目的とした、湯本集落の農業・漁業・商業地に従事する住民有志による任意団体です。

活動の拠点として、利用されていなかった建物を手作りでリノベーションし、観光案内所やこの地区の体験プログラムの拠点となる「いき湯がっば海の駅」を運営しています。なお、温泉地の活性化に向けた環境省の取り組み「チーム新・湯治」のチーム員でもあります。



▲湯本温泉イメージキャラクター「湯がっばファミリー」

## 3) 歴史の概要

壱岐湯本温泉の歴史は古く、発見年は不明であるが、「壱岐国統風土記」によると、西暦 200 年頃、神功皇后が壱岐に立ち寄られた際、湯本の路傍に湧き出る温泉を発見し、皇子（応神天皇）誕生の折の産湯に使われたと伝承されている。その後、729 年～748 年頃の再湧出、1661 年には湯本地区に 25 軒の住民が移住、入湯者の休泊所となっていたとの記録があり、古くから保養に利用されていたことがうかがわれる。

大正時代初期には、舊湯（きゅうゆ：現在の平山旅館）、新湯（しんゆ：現在の海老館）、高峰温泉の 3 施設が開業したことをはじめとして、現在の温泉地区としての形成が始まった。昭和時代以降には更に温泉利用施設が開業し、昭和 44 年には当時の明仁皇太子皇太子妃両殿下が壱岐島を来訪された際に、国民宿舎壱岐島荘に宿泊している。これをきっかけに壱岐湯本温泉は保養地として広く知られることとなり、昭和 46 年に国民保養温泉地の指定を受けた。令和 3 年現在は、7 軒の宿泊施設、4 軒の立ち寄り湯、3 軒の福祉施設が温泉利用施設として開業している。



▲昭和 30 年頃の壱岐湯本温泉

## 4) 風土、文化の概要

壱岐島は、数多くの遺跡・寺社・民話が残る歴史の島であり、地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーは、「日本遺産」の第一号として文化庁に認定されている。壱岐湯本温泉においても、神功皇后による温泉の発見の伝承や、河童退治の伝説をもとにしたイメージキャラクター「湯がっばファミリー」など、古くから地域に伝わる言い伝えを大切に伝承し、地域振興に活かしている。当時の明仁皇太子、皇太子妃両殿下の来訪を記念して始まった「湯本温

「泉港まつり」の開催はこれまで 50 回以上にのぼり、温泉港祭り実行委員会により温泉地を活かした各種イベントが開催されるほか、温泉地区周辺神社の例大祭が行われ、伝統と歴史をもつ神事芸能である神楽も演じられる。



▲湯本温泉港まつり

## （２）取組の現状

自然環境、まちなみ等の保全に関する取組として、彦岐湯本温泉では、昭和 43 年に隣接する湯本湾の沖合にある手長島の東海岸が彦岐対馬国定公園の海域公園地区に指定されるなど、自然公園法に基づき彦岐湯本温泉周辺の自然環境が保たれている。

また、彦岐湯本温泉及び隣接する湯本湾は、彦岐市景観計画（平成 27 年 3 月制定）において一般景観計画区域に設定されている。本計画においては、彦岐市の景観について「知る」「守る」「つくる・育てる」「活用する」4 つを基本方針とし、景観に大きな影響を与える可能性の高い大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築等についてその行為を制限することで自然環境を含めた景観保全が図られている。また、温泉地内においては、まちなみ保全の一環として、自治会を主体とする地域清掃活動を定期的実施している。

歴史、風土、文化の保全に関する取組では、彦岐市は文化庁の「日本遺産」の第 1 号に認定されている。この認定では、彦岐の“国境の島”のストーリーを語る上で欠かせない有形、無形のさまざまな文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信していくことで地域の活性化を図ることが求められており、“日本遺産「国境の島」推進協議会”を中心に、彦岐湯本温泉地域をも含む広域での活動が展開されている。また、彦岐湯本温泉地内においても、地域の有志で構成される“湯本きばろう会”を中心に、歴史・風土・文化などを活かした地域興しの取組が実施されている。

## （３）今後の取組方策

彦岐湯本温泉において、自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等を図るため、長崎県、彦岐市、彦岐湯本温泉地内で（２）の取組を継続するとともに、各行政機関や温泉事業者、地域における取組に関する情報を、関係者間で共有し、自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の保全・継承等に向けた取組を協働して推進していく。

#### 4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画 又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは 育成方針等

##### (1) 医師又は人材の配置の状況

壱岐湯本温泉の老人ホーム（壱岐市立老人ホーム、老人保健施設 壱岐）、デイサービス（湯本ゆうゆうお達者クラブれいわ、老人保健施設 壱岐）では、協力医として医学的な立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師を配置している。また老人保健施設 壱岐では、医師との連携のもと、入浴方法等の指導を行う人材を配置している。

さらに、旅館の中には温泉入浴指導員を配置するとともに、温泉の魅力や正しい入浴法を指導するために、温泉利用や入浴指導に関する資格の取得を奨励している施設もある。

##### ① 医師

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
平山 長一郎	内科及び外科 (壱岐市国民健康保険湯本診療所)	“壱岐市立老人ホーム”、“湯本ゆうゆうお達者クラブれいわ”の協力医として、同施設利用者を対象とする緊急時および定期的な訪問診療による相談体制を整えている。また診療所の受診者で、希望者には温泉への入り方をアドバイスしている。	H8～
富崎 忠雄	内科 (品川クリニック)	“老人保健施設 壱岐”の通所の医療担当として、同施設利用者を対象とする緊急時および定期的な訪問診療による相談体制を整えている。またクリニックの受診者で、希望者には温泉の入り方をアドバイスしている。	H26～

##### ② 人材

資格	人数	医師との連携を含めた活動内容	配置年度
看護師	1人	“老人保健施設 壱岐”において、健康増進および疾病予防のための温泉利用を、安全かつ適切に実施できるよう支援する。支援に当たっては、各利用者の主治医の指示、必要に応じて通所医の富崎医師(内科)に相談し、その助言を反映している。	H7～
介護士	7人	“老人保健施設 壱岐”において、健康増進および疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるように、看護師とともに支援している。	H7～
温泉ソムリエ	12人	旅館（5施設）、保養（3施設）において、温泉の魅力や正しい入浴法を指導可能な温泉ソムリエを配置し、常時施設利用者の相談に対応できるようにしている。	R1～
温泉入浴指導員	1人	旅館（1施設）において、温泉の魅力や正しい入浴法を指導可能な温泉入浴指導員を配置し、常時施設利用者の相談に対応できるようにしている。	R1～



## 温泉ソムリエ

温泉ソムリエ協会（本部、新潟県妙高市）が運営する民間資格です。温泉分析書の読み方や入浴法などの認定セミナーを受けることによって資格の取得が可能となります。

また、温泉ソムリエ認定後、「温泉ソムリエ温泉分析書マスター」、「温泉ビューティ&ダイエットソムリエ」などのステップアップセミナーの受講や「温泉利用指導者（財団法人日本健康開発財団）」、「温泉入浴指導員（財団法人日本健康開発財団）」、「温泉観光実践士（温泉観光実践士協会）」、「温泉観光士（日本温泉地域学会）」など温泉ソムリエ協会が認定する外部資格を取得することで上級資格の認定も行われています。

現在、温浴業界をはじめ、医療従事者、研究機関など、さまざまな人が資格の取得をしています。

星数	ライセンス名	内容・要件
★★★★★	温泉ソムリエ家元	温泉ソムリエ協会の代表
★★★★	温泉ソムリエ師範	温泉ソムリエ認定セミナーのすべての講座の講師ができる者。家元が講師をしなくとも温泉ソムリエ認定セミナーを主催できる者
★★★	カリスマ温泉ソムリエ	3つ星温泉ソムリエで、かつ温泉ソムリエ協会が温泉業界に大きく貢献していると認められた者
★★★	温泉ソムリエインストラクター	温泉ソムリエ協会が講師ができると認められた者
★★	温泉ソムリエマスター・アンバサダー	温泉ソムリエマスターと温泉ソムリエアンバサダーの両方を取得した者
★	温泉ソムリエアンバサダー	メディア、またはメディアに匹敵する波及力のある組織等を通して、温泉ソムリエの肩書きにて温泉ソムリエ協会が提唱する「温泉の魅力」と「正しい入浴法」を継続的に広めることができる者
★	温泉ソムリエマスター	温泉ソムリエ協会のステップアップセミナーを受講するか、温泉ソムリエ協会以外の温泉資格を取得し、知識をより深めた者
	温泉ソムリエ	温泉ソムリエ認定セミナーを受講した者

出典) 温泉ソムリエ協会公式サイト

## (2) 配置計画又は育成方針等

彦岐湯本温泉の老人ホーム（彦岐市立老人ホーム、老人保健施設 彦岐）、デイサービス（湯本ゆうゆうお達者クラブれいわ、老人保健施設 彦岐）では、(1)の医師および人材の配置を継続する。

また、温泉ソムリエ、温泉入浴指導員等の温泉の魅力や正しい入浴法を指導するための各種資格については、湯本地区の温泉利用施設の関係者を対象に、“湯本きばろう会”を中心に取得の取組を推進していく計画である。特に、温泉ソムリエに関しては地区における勉強会の開催等も計画しており、温泉利用施設にこれらの資格を持つ人材が在駐している状況を目指す。

### ■人材配置の計画と育成方針

人 材	活動内容	配置予定年度	配置年度
温泉ソムリエ	旅館および立ち寄り湯施設において、健康増進、疾病予防、美容促進、ダイエット効果の増進など、戦略的な温泉利用を推進するための人材の育成、配置を目指し、温泉ソムリエ資格の取得に取り組む（湯本きばろう会主体）。	R3～	令和3年に湯本地区の旅館、立ち寄り湯施設の経営者を対象に温泉ソムリエ認定セミナーの受講・資格の取得を行う。これを契機に、随時人材の育成、施設への配置を行っていく。

## 5. 温泉資源の保護に関する取組方針

### (1) 温泉資源の状況

壱岐湯本温泉の主な泉質は「ナトリウム－塩化物泉」であり、現在 13 の源泉が旅館、立ち寄り湯、老人ホームなどに利用されている。

源泉名	温度(℃)	湧出量(l/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
湯本 1 号	49.0	8.6	ナトリウム－塩化物泉	自噴	民間	立ち寄り湯 1 施設
湯本 3 号	64.8	75	ナトリウム－塩化物泉	動力	民間	旅館 1 施設
湯本 4 号	64.5	11	ナトリウム－塩化物泉	動力	民間	旅館 1 施設
湯本 5 号	66.5	21.6	ナトリウム－塩化物泉	動力	民間	旅館 1 施設
湯本 6 号	55.1	42	ナトリウム－塩化物泉	動力	民間	旅館 1 施設
湯本 7 号	52.6	22	ナトリウム－塩化物泉	動力	民間	旅館 1 施設
湯本 8 号	66.2	9	ナトリウム－塩化物泉	動力	民間	旅館 1 施設
湯本 10 号	64.5	50	ナトリウム－塩化物泉	動力	民間	立ち寄り湯 1 施設
湯本 12 号	70.9	192	ナトリウム－塩化物泉	自噴	民間	立ち寄り湯 1 施設
湯本 14 号	57.0	82	ナトリウム－塩化物泉	動力	公共	老人ホーム 1 施設、 デイサービス 1 施設
湯本 15 号	61.0	22	ナトリウム－塩化物泉	動力	民間	デイサービス 1 施設
湯本 21 号	69.2	61	ナトリウム－塩化物泉	自噴	民間	旅館 1 施設
湯本 28 号	78.0	210	ナトリウム－塩化物泉	自噴	民間	立ち寄り湯 1 施設

## (2) 取組の現状

壱岐湯本温泉における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉番号	取組	実施主体	実施年度
全源泉	・湧出量等を目視で毎日確認。	源泉所有者	5年以上前～※
全源泉	・10年に1度、温泉成分分析を実施。	源泉所有者	平成19年度～
湯本3、5号	・源泉の温度、湧出量等を毎日観測。	源泉所有者	5年以上前～※
湯本3、5、7、8号	・電磁弁や自動制御センターなどを利用して、規定した揚水量に基づいて揚水。	源泉所有者	5年以上前～※
湯本10号	・定期的に温度を測定。	源泉所有者	5年以上前～※
湯本14号	・利用する2施設で採湯時間、量を分配し、過剰な揚水をしないよう調整。	源泉所有者 設備利用者	令和元年度～
湯本21号	・手動バルブにより、季節に応じて源泉湧出量を調整。	源泉所有者	平成7年度～
湯本21号	・複数の浴槽への湯の分配を集中管理し、過剰な揚水をしないよう調整。	源泉所有者	平成7年度～

※ 令和3年度時点。

## (3) 今後の取組方策

壱岐湯本温泉において温泉資源の保護を推進するため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続する。

また、壱岐湯本温泉全体の温泉資源のより一層の保護に向けて、温泉に関する外部のネットワークへの参加や勉強会等を通じて温泉資源の保護に関する取組の事例収集を行うとともに、各事業者で実施している取組について情報交換することで取組の標準化を行う。また、温泉資源量の監視として、源泉の代表点における湧出量や温度の定期的な観測について、検討を進める。

## 6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

### (1) 温泉の利用にあたっての関係設備等の状況

壱岐湯本温泉において温泉の利用にあたって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。なお、全ての源泉で利用は浴用のみとなっている。

源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
5	引湯管	旅館：1 施設 立ち寄り湯：3 施設 デイサービス：1 施設
8	引湯管、貯湯槽	旅館：6 施設 立ち寄り湯：1 施設 老人ホーム：1 施設 デイサービス：1 施設

### (2) 取組の現状

壱岐湯本温泉において温泉の利用にあたって使用している設備について、現在講じられている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

設 備	区分	取 組	実施主体
源泉	自主的	・表層水等が混入しないよう建屋・コンクリートなどで遮水対策を講じている。	源泉所有者
引湯管	自主的	・引湯管・ドレン・バルブを随時確認し、スケールの付着状況に応じて半年～1年に1回、交換・清掃を実施。	源泉所有者
貯湯槽	条例等	・定期的に貯湯槽内の水抜きを行い、半年に1回、清掃を実施。	源泉所有者
浴槽	条例等	・換水を毎日実施。 ・換水時に浴槽内の清掃を実施。併せて洗い場、集毛器、脱衣場など浴場全体の清掃も毎日実施。 ・大腸菌・レジオネラ菌等の水質測定を1年に1回実施。	設備所有者
設備周辺	自主的	・設備周辺の清掃を毎日実施。	源泉所有者 設備所有者

### (3) 今後の取組方策

壱岐湯本温泉において、温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整のうえ、(2)の取組を継続する。

また、これを確実なものとするために、温泉事業者間で連携の上、申し合わせを行うことで水質検査を実施する。また、保健所と連携して定期的に温泉の衛生面の向上を目的とした講習会などを実施する。

## 7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用促進に関する方策

### (1) 温泉の公共的利用の状況

壱岐湯本温泉の歴史は古く、「壱岐国続風土記」には西暦 200 年頃に神功皇后が三韓出兵の帰路に立ち寄り、自噴している温泉を見つけたのが始まりとされている。神功皇后はここで応神天皇の産湯をつかわせ、産後の心身を癒やしたとも伝えられており、江戸時代の文献には湯治場として利用されていたことが記録されている。また近年まで国境の島対馬より、湯治のための逗留客が訪れていたと記憶している旅館もある。

昭和・平成に入り、“島時間”ともいうべき島特有のゆったりとした時間の経過によるリラクゼーション効果、壱岐の豊かな自然とのふれあいを求めるニーズの高まりに応じて、湯治客だけでなく、若い世代の利用者や国外からの利用者の来訪も徐々にではあるが増加している。

近年の壱岐湯本温泉における温泉利用の状況は、次頁の①、②に示すとおりである。

過去 3 年間の温泉の利用者数をみると、宿泊、日帰り客を合わせて 30,000 人（3 年間平均）を超える状況となっている。一方で壱岐市への観光客数は令和 2 年度の観光客実数で年間 140,754 人（壱岐市観光課資料）が計上されている。壱岐湯本温泉の利用客はこのうち 1～2 割程度にとどまっており、これらの観光客の目を壱岐湯本温泉に向けさせることができれば、温泉の公共的利用増進につながる事が考えられる。

なお、本データには反映されていないが、温泉地区の老人ホーム、デイサービスの 3 施設（壱岐市立老人ホーム、老人保健施設 壱岐、湯本ゆうゆうお達者クラブ）で約 150 人／日の温泉利用の実績が見られる。

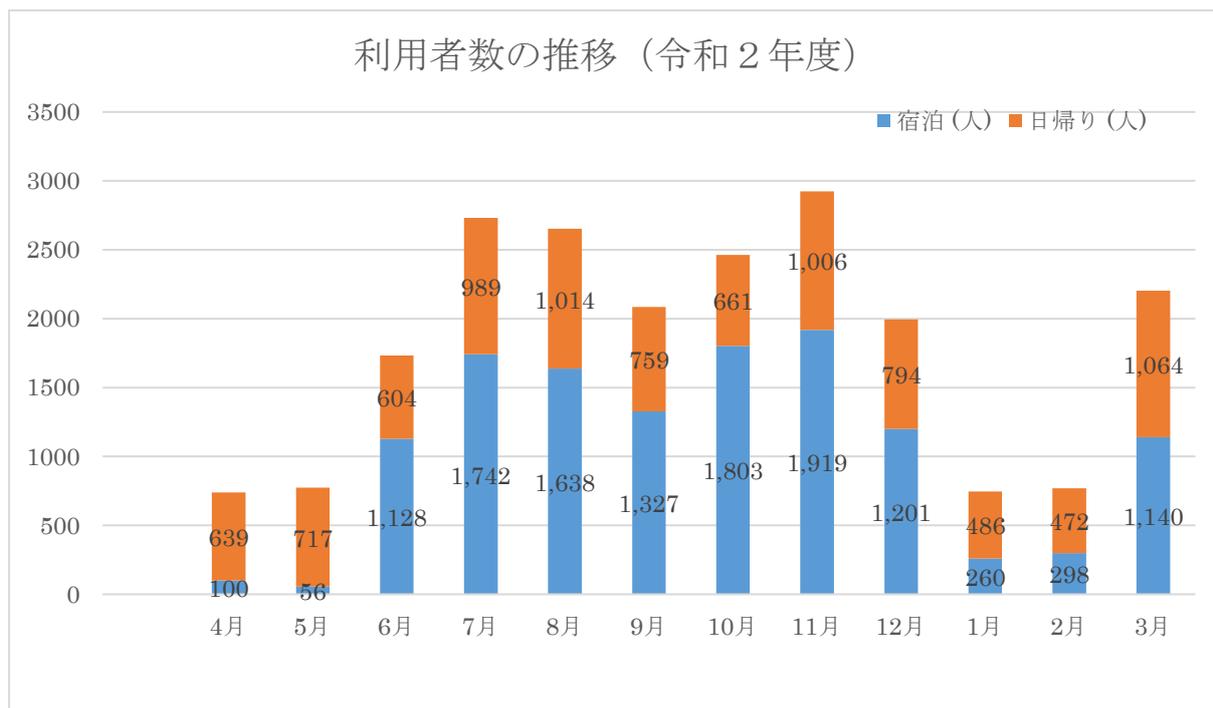
① 過去3年間（平成30年度～令和2年度）の温泉の利用者数

項目	宿泊（人）	日帰り（人）	計（人）
平成30年度	16,776	22,372	39,148
令和元年度	17,542	19,803	37,345
令和2年度	12,612	9,205	21,817

資料：入湯税客数集計表（各岐市）より

② 過去1年間（令和2年度）の温泉の利用者数

月	施設数 （件）	区分		
		宿泊（人）	日帰り（人）	計（人）
4月	7	100	639	739
5月	7	56	717	773
6月	7	1,128	604	1,732
7月	7	1,742	989	2,731
8月	7	1,638	1,014	2,652
9月	7	1,327	759	2,086
10月	7	1,803	661	2,464
11月	7	1,919	1,006	2,925
12月	7	1,201	794	1,995
1月	7	260	486	746
2月	7	298	472	770
3月	7	1,140	1,064	2,204
計	—	12,612	9,205	21,817



資料：入湯税客数集計表（各岐市）より

## (2) 取組の状況

吉岐湯本温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	取組	実施主体
吉岐湯本温泉	【老人入湯優待券交付事業】 高齢者に対して、入湯優待券を交付することにより、健康と福祉の増進を図る。また、団体券（老人クラブ対象）を交付することにより、組織の親睦と強化を図る。	吉岐市
	【いき湯がっぱ海の駅（地元愛称：海の駅湯がっぱ）の設置】 吉岐の玄関口、観光客の憩いの場として、観光案内、売店、体験プログラムなどのサービスを提供する観光拠点施設を設置している。	湯本きばろう会
	【湯本地域の資源活用による体験プログラムの開発】 サンセットクルーズツアー、豊かな水産資源を活用した釣り体験など、地域の特性を活かした体験プログラムを開発し、運用することで、吉岐湯本温泉の魅力を高め、地元の活性化に役立てる活動に取り組んでいる。	湯本きばろう会
	【吉岐チャリ（電動アシスト自転車）の整備】 吉岐湯本温泉をはじめとする吉岐市内の主要施設をつなぐ周遊コースを設置し、電動アシスト自転車を貸し出すことで、利用者に吉岐の魅力を知ってもらう取組を行っている。	吉岐市観光連盟
	【公式ホームページやリーフレットの作成】 旅館 5 施設、立ち寄り湯 1 施設で、それぞれの施設の公式ホームページやリーフレットを作成し、施設や温泉地の魅力を発信する活動を行っている。	旅館、立ち寄り湯
	【湯めぐりパスポートの発行と食事のセットプランの販売】 旅館 5 施設の温泉をめぐる「島の温泉湯めぐり夢気分」というパスポートを発行するとともに、九州郵船との協賛で食事とのセットプランを販売するなど、温泉の公共的利用の促進に取り組んでいる。	旅館 (湯めぐり実行委員)
	【九州八十八湯めぐり、九州温泉道への参加登録】 立ち寄り湯 1 施設で JR 九州旅客鉄道株式会社の主催するキャンペーンに参加、登録し、温泉施設の宣伝に貢献する取組を行っている。	立ち寄り湯（1 施設）
	【散策マップの作成】 旅館 1 施設で湯本温泉地区の散策マップを作成し、温泉の魅力の発信を行っている。	旅館（1 施設）
	【入湯券の特典利用】 立ち寄り湯 1 施設で、系列ホテル宿泊者への無料入浴、系列ガソリンスタンド利用者への特典、特典付き回数券の販売を通じて温泉利用の増加を促す取組を行っている。	立ち寄り湯（1 施設）
【食品の販売】 立ち寄り湯 1 施設で、温泉玉子、ソフトクリーム、かき氷などを販売し、温泉の魅力を食の面から高める活動を行っている。	立ち寄り湯（1 施設）	

温泉地	取組	実施主体
吉岐 湯本温泉	【ミシュランガイドへの掲載】 旅館2施設で、ミシュランガイドへの掲載、星の獲得など、温泉の魅力を高めるため、料理やサービスの質を高める取組を行っている。	旅館（2施設）
	【釣り竿の貸し出しサービス】 旅館2施設で、宿泊者に釣り竿の貸し出しサービスを行っているほか、湯本きばろう会（いき海の駅 湯がっば）でも体験プログラムの一環として同様のサービスを行うなど、温泉利用の魅力を高める活動を行っている。	旅館（2施設） 湯本きばろう会



▲「湯めぐり」のポスター



▲「湯本サンセットクルーズ」ポスター



▲いき海の駅 湯がっば

### (3) 今後の取組方策

吉岐湯本温泉においては、温泉の公共的利用の増進を図るため、古くから残る湯治湯としての機能に加えて、健康の回復・増進、美容、心身への癒やし効果をもたらす場としての機能を更に充実させた温泉地を目指す。

吉岐および同温泉を象徴する島の豊かな自然環境や古い建物の残るまちなみは、湯治場として利用されてきた湯本地区の雰囲気形成するものであり、心身の疲労回復効果につながる。また、島の豊かな自然に育まれた魚介を始めとする食材や、温泉地ならではのサービスは健康の回復・増進を促すものとなる。

そのため、温泉の適正な利用を進めるとともに、環境の保全、環境の配慮に努めながら、新たに目指す温泉地の機能強化につながるサービス開発に取り組んでいくこととする。

今後の取組では、これまでの取組の実施主体と調整の上、(2)の取組を継続する。また、それらに加え、温泉の魅力に付加する体験プログラムの創出や、癒やしや美容・健康増進効果をテーマとした地域食材の活用方法の検討を通じて、温泉地の存在をアピールするとともに、温泉地の魅力を島外に発信していくなど、以下の取組を進める。

温泉地	取組	実施主体
吉岐 湯本温泉	再掲【温泉ソムリエの育成】 旅館および立ち寄り湯施設において、健康増進、疾病予防、美容促進、ダイエット効果の増進など、戦略的な温泉利用を推進するための人材の育成、配置を目指し、温泉ソムリエ資格の取得に取り組む。	湯本きばろう会
	【温泉を利用した商品の開発】 湯の華の利用（温泉の素作成）など、温泉を利用した商品の開発を検討する。	旅館（2施設） 立ち寄り湯（1施設） 湯本きばろう会
	【地域の農水産物を活用したプログラムの開発】 地域の食材を利用した新たな“食”の開発や、湯治料理の体験プログラムの検討など、温泉と地域の食材を組み合わせた体験型の取組を検討する。	湯本きばろう会
	【温泉の熱エネルギーの利用】 温泉の熱エネルギーを使ったプールの設置を検討する。	旅館（1施設）

## 8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

### (1) 公共の用に供する施設の状況

沓岐湯本温泉の地域における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
沓岐湯本温泉	公有施設	道路（県道 59 号、県道 174 号、県道 231 号）、沓岐市湯本地区公民館、湯本郵便局、沓岐警察署鯨伏駐在所、市立鯨伏小学校、鯨伏幼稚園、湯本診療所、沓岐市立老人ホーム、湯本ゆうゆうお達者クラブれいわ、特別養護老人ホーム沓岐のこころ、国民宿舎沓岐島荘、湯ノ山公園
	私有施設	旅館（6 施設）、日帰り入浴施設（4 施設）、品川クリニック、老人保健施設 沓岐、

### (2) 取組の現状

沓岐湯本温泉において、高齢者や障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

これによると、旅館、立ち寄り湯、老人ホーム、デイサービス等施設においては、個別に施設設備の更新のタイミングで、高齢者や障害者等に配慮したバリアフリー化を行っており、今後も随時進めていく計画である。

また、近年増加している外国からの来訪者への配慮も求められている。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
沓岐湯本温泉	公有施設	公園	湯ノ山公園から伏見稻荷神社にかけての散策路に、転落防止のための柵及び手すりを設置している。	沓岐市
		建築物	バリアフリー化した公衆トイレを設置している。	沓岐市
			旅館 1 施設、老人ホーム 1 施設、デイサービス 1 施設で、入り口スロープの整備、浴室等へ手すりの設置等を行っている。	旅館 老人ホーム デイサービス
			デイサービス 1 施設で身体障害者等利用可能なトイレを設置している。	デイサービス
			旅館 1 施設でエレベータの設置階にバリアフリーの家族風呂を設置し、建築物の階層によって、高齢者や障害者等の活動を妨げない工夫を行っている。	旅館
		その他	市内在住の後期高齢者に対して、一路線 100 円で乗車できる市内路線バス乗車カードを配布し高齢者の福祉増進を図っている。	沓岐市
		旅館 1 施設で、国外より訪れる来訪者へのサービスの向上のため、通訳機を導入している。	旅館	

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
壱岐 湯本温泉	私有施設	建築物	旅館 3 施設、立ち寄り湯 2 施設、老人ホーム 1 施設で、入り口スロープの整備、浴室等へ手すりの設置等を行っている。	旅館 立ち寄り湯 老人ホーム
			旅館 1 施設で、浴槽の中にスロープを設けて、段差を解消している。	旅館
	その他	立ち寄り湯 1 施設で、利用予約者を対象に送迎のサービスを行っている。	立ち寄り湯	
		旅館 1 施設で、国外より訪れる来訪者へのサービスの向上のため、入浴の作法等についての案内板を設置している。	旅館	

### (3) 今後の取組方策

壱岐湯本温泉において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、国外からの来訪者の増加に対応するため外国人へ配慮する取組の検討を行うなど、以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
壱岐 湯本温泉	公有施設	公園	湯ノ山公園に設置している遊具等の安全性を確認し、適正な整備を行うことで人が立ち寄りやすい空間に整備する。	壱岐市
		建築物	旅館 1 施設で、高齢者の靴の履き間違い防止のため、全館土足の解禁を検討する。	旅館
	私有施設	建築物	旅館 1 施設、老人ホーム 1 施設で高齢者、障害者への便宜を図るため、現在とは別経路での施設へのアクセスを確保するなど利用者に配慮した導線を検討する。	旅館 老人ホーム
		その他	外国からの来訪者が戸惑うことなく温泉を楽しむよう、入浴マナーに関する案内表示を作成するなど、外国人向けの情報提供の方法を検討する。	壱岐市 湯本きばろう会

## 9. 災害防止対策に係る計画及び措置

### (1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

#### ●温泉地における山地、河川、海岸等の状況

壱岐湯本温泉は、壱岐島の北西部、複雑に入り組んだ湯本湾の最奥部にある湯本港沿いに位置する。港湾部を抱き込むように丘陵がせり出し、海岸沿いの平坦地に集落、道路などの社会基盤が集まる。そのため、台風時には高潮の被害や高波・飛沫による浸水被害のおそれがある地域となっている。

また、集落後背部の一部には急勾配の斜面があり、平坦部から丘陵部への立ち上がり部分に、地すべりのおそれがある地形が分布している。

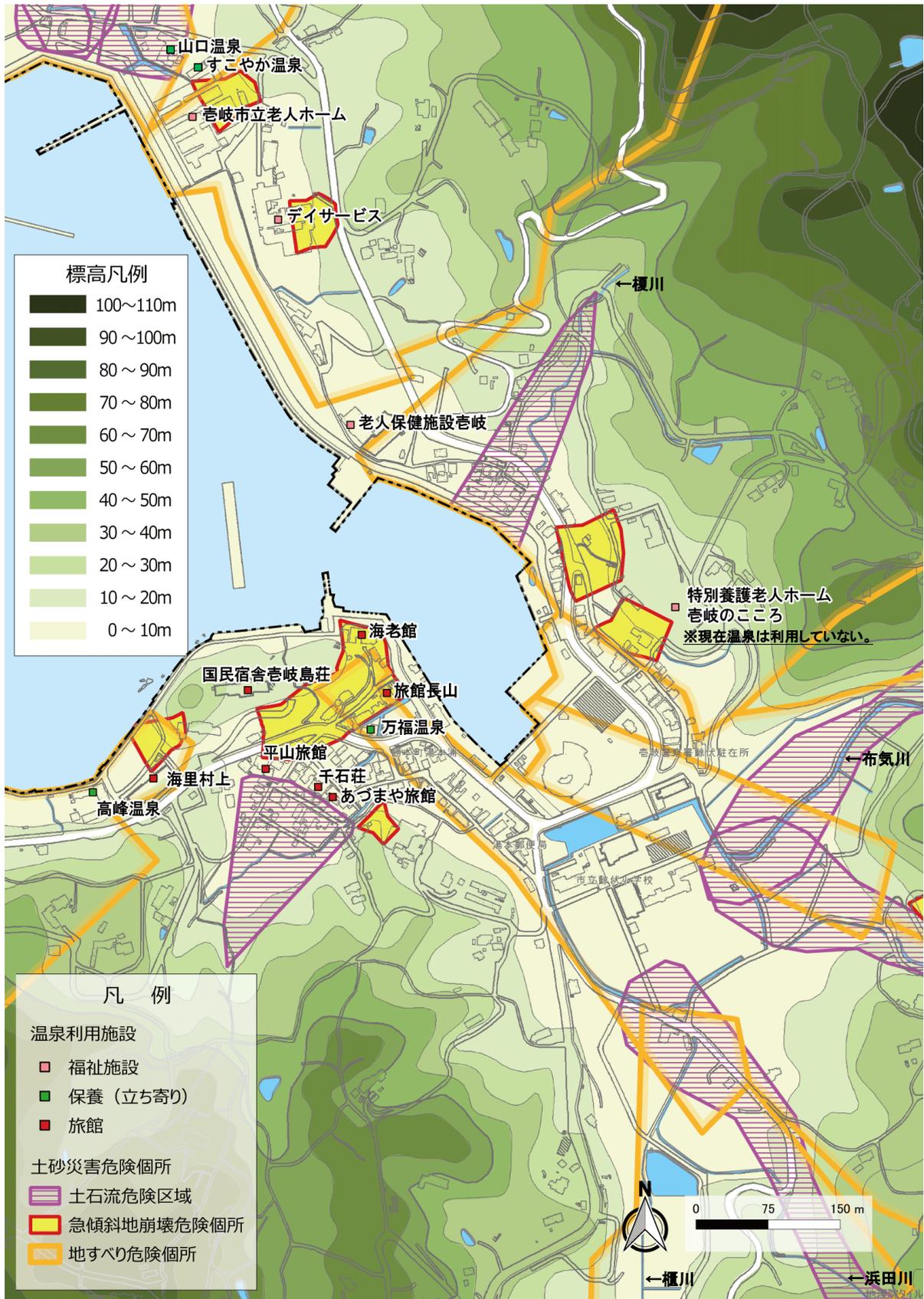
周辺河川については、流域面積、流程ともに小規模の溪流型の河川や降雨時のみに水の流れる水無川が多く、土石流の発生のおそれがある場所が点在している。

#### ●これまでに発生した災害の概略

平成 29 年度の梅雨前線豪雨による北部九州豪雨災害では、壱岐市においても甚大な被害を受けたところである。

温泉地区においても土砂災害が発生しており、土砂崩れによる幹線道路の通行止めや温泉施設への土砂の流れ込みによる営業への支障などの被害が発生しているが、人的被害は生じていない。

地区内には土石流が発生するおそれがある場所が点在していることから、長崎県壱岐振興局において、砂防ダム建設等土砂災害防止対策を計画的に実施中である。



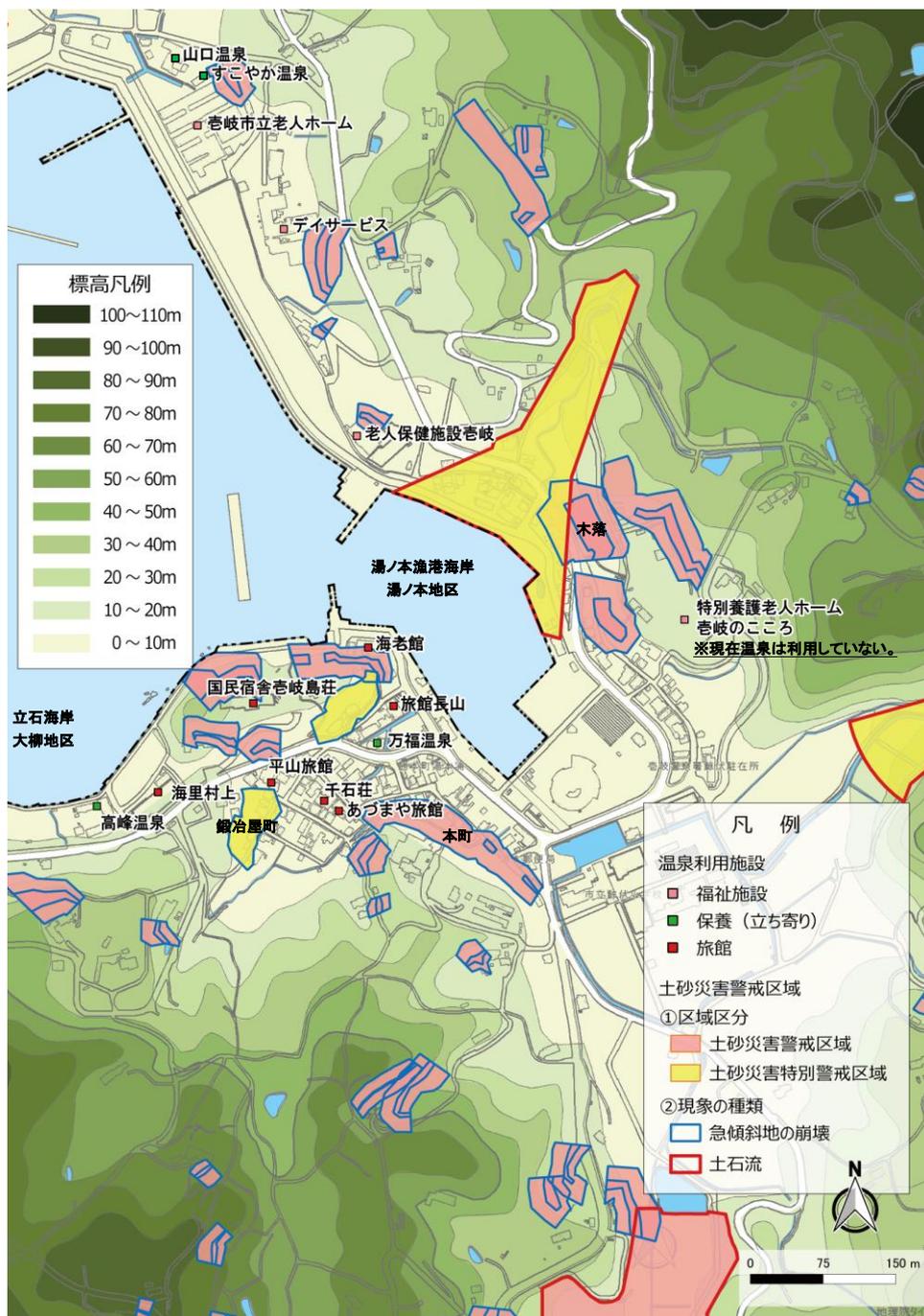
▲ 老岐湯本温泉周辺の地形概要

【出典：国土数値情報ダウンロードサービス（土砂災害危険箇所データ）】

## (2) 計画及び措置の現状

壱岐湯本温泉において、現在、災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概況
壱岐湯本温泉	壱岐市防災危険箇所マップ(壱岐市総務部危機管理課 平成 24 年 3 月作成【平成 29 年 1 月一部修正】)の提示	壱岐市内の防災上の危険箇所を抽出し、指定緊急避難場所、医療機関、防災関連機関など、警戒避難体制に関する事項を位置図上に整理、提示することで、緊急時の行動のロードマップを示す。防災上の危険箇所は、土砂災害危険箇所(崖崩れの被害のおそれがある土地、土石流の被害のおそれがある土地、地すべりの被害のおそれがある土地)、津波・高潮被害のおそれがある地域の 2 区分 9 分類としている。 温泉地及びその周辺では、温泉施設のある低平地のほぼ全域が津波・高潮被害のおそれがある地域に色分けされているほか、23 箇所の土砂災害危険箇所が存在している。
	地すべり防止対策事業(浜田川砂防事業)	勝本町浜田川について、降雨時の土石流の発生による被害の防護対策として、砂防堰堤を施工する。
	砂防指定地の指定	砂防法に基づき、温泉地及びその周辺では 3 箇所(布気川・櫃川：S54.4.18～、榎川：H12.5.16～)が砂防指定地に指定されている。
	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、温泉地及びその周辺では、15 箇所が土砂災害警戒区域に指定され(H30.2.20～)、市町村地域防災計画において、区域毎に警戒避難体制に関する事項が策定されている。
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、温泉地及びその周辺では、3 箇所(木落：S61.12.26～、鍛冶屋町：H11.1.1～、本町：H20.7.25)が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。
	五島・壱岐・対馬沿岸海岸保全基本計画～交流と漁火の「しま」～【長崎県 平成 27 年 12 月】の策定	立石海岸大柳地区(壱岐市勝本町立石西触字大園 220～大柳 442)の堤防(農林水産省農村振興局所管)及び湯ノ本漁港海岸湯ノ本地区(壱岐市勝本町地先)の護岸(農林水産省水産庁所管)について、施設の損傷・劣化等の変状を定期的に点検・評価し、状況に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。



▲ 壱岐湯本温泉周辺の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況

【出典：国土数値情報ダウンロードサービス（土砂災害警戒区域データ）】

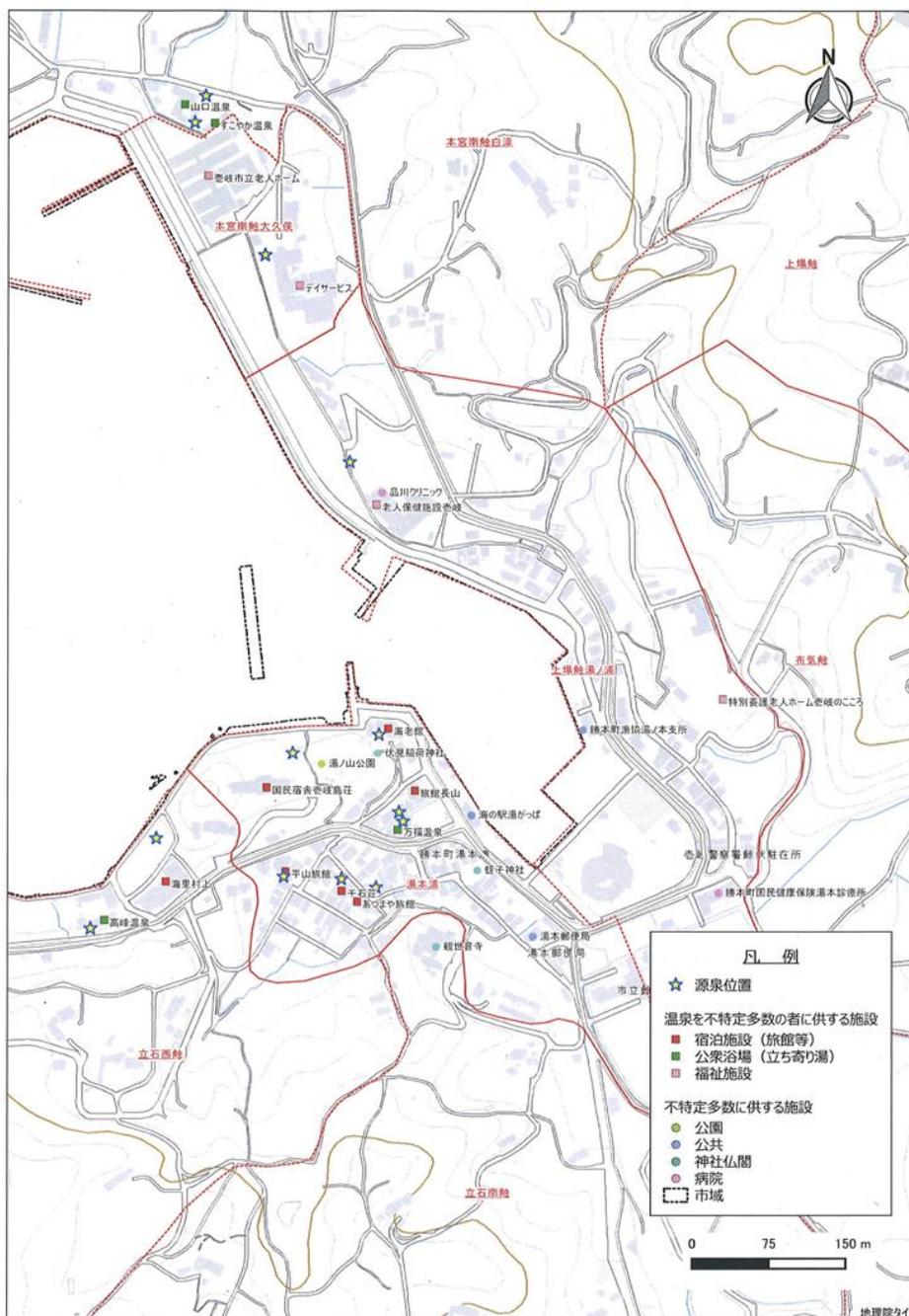
### （3）今後の取組方策

壱岐湯本温泉において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、（2）の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加えて以下の取組を進める。

温泉地	取組	実施主体
壱岐湯本温泉	温泉地及びその周辺に点在する土石流が発生するおそれがある場所について、砂防ダム建設等、土砂災害防止対策を計画的に実施する。	長崎県壱岐振興局



国民保養温泉地位置図



国民保養温泉地区域図